

# 大山喬平氏のムラ論と土地問題

蔵持重裕

大山喬平氏が大著『日本中世のムラと神々』(以下、「大山本」と称す)を著された。多くを学ぶことのできる有意義な啓発的な書と読ませていただいた。そこで、以下のように随想をメモさせていただいた。

## 1、「大山本」の狙いと意味

大山喬平氏の『日本中世のムラと神々』についてはすでに高木徳郎氏の書評がある<sup>(2)</sup>。私は基本的に高木氏の見解に賛成である。そこで、氏の見解の要点を記すと次のようになるであろうか。

①高木氏が、「本書の中心テーマである中世の「ムラ」とは一体何かという問題である」と述べるムラの概念である。大山氏が「生活のユニット」を主張するのに対して、高木氏は第一に、それは超歴史的に存在すること、したがって中世のムラの説明、解答には成らないこと、第二に、かつての大山氏の村概念とも相違しているとして批判をされている。

②以上の大山氏のムラ概念の問題点は、「生活ユニット」と「政治ユニット」とする区分にあって、そもそも、社会の中に在って政治性の帯びないムラなど存在しないはずはない、と述べる。

以下高木氏の論を前提にしながらも、私の関心にしたがっていくつかコメントをしたい。

そこで、まず大山氏の本書におけるねらいは何か、それを確認してきたい。

### (1)「大山本」の狙い

①一次的、直接的な目的は、中世の人々が生活をしている舞台としての基本的なムラを描き出す、ことにあった<sup>(3)</sup>。

②その前提、そもそもなぜ大山氏がこのような「ムラ」研究を始め、本書を編むのに至ったかが重要である。そして、ここに本当の本書の狙いがある。それは何かというと、現在の(諸論文が執筆された当時の)中世の村・ムラ研究状況への不満である<sup>(4)</sup>。その第一が、網野善彦氏の中世社会論への批判、見解の相違である。

三七〇頁以下でその内容が展開されるが、論点は中世社会を考えるに、共同体を基礎に置く大塚久雄氏の封建制理解と高橋幸八郎氏の共同体農民フーフエの成長度に視点を当てる理解のどちらに与するかであった。大山氏が高橋氏の理解に随ったのに対して、網野氏はこれを領主への抵抗の視点を欠くと批判した。網野氏はこの時点で、共同体の外部の漂泊民等の人々に、中世の特徴と活力を覗いていたからであった。

その第二は、勝俣鎮夫・藤木久志・田村憲美氏らの村理解への異論であり、戦国時代中心の村研究への不満である<sup>(5)</sup>。

大山氏によれば、これらの研究は、「明治国家が認定し、中田(薫)

がこれを権威づけた近世村以来のムラの権利の源流を訪ねる旅としてあった」と把握される。そこには「ムラの国制上の位置づけを問題にする視角」(A)が優先され、「人々が生きた生活世界において機能していたムラそのものの究明を重要とみる視角」(B)が欠如、軽視されている、と評価する。

前掲の歴史家諸氏の研究をAの性格付けで正鵠を得ているかどうかは、微妙である。

また、これらの研究が「人々が生きた生活世界」を無視していたことには必ずである。村の歴史研究をすすめようとする研究者には「生活」の視点は与件であるはずであるからである。

そして、Bの視角から取り組まれたのがこの「大正本」である。各論、事例研究はそれぞれに読み応えのあるものである。全体として、それが成功しているかどうかは、先に高木氏が指摘した通りの問題点があるろう。私自身は、大山氏の言う「中世村落とは、日本にあつては中世における直接生産者の経済的実現を媒介とするのみか、その政治的結集体の形式としてあらわれ、また中世農民諸階層の政治的力量の最終的な表現形態をなす。」(三七三頁)という概念に、親近感を持つ。

「生活ユニット」は、災害・飢饉・戦乱という状況のなかで、対領主・支配者、対隣接「ユニット」との緊張関係を孕み、「政治的結集体」、さらには「国家的村落」として顕われざるを得ないからである。そして、この視点に立つならば、大山氏が危惧するようなことはないはずである。

## (2) 「大正本」の提言

大山氏は、ムラの履歴作りを提言されている。これは理解できるし、大山氏をはじめ多くの村落研究者や地域研究が現地調査を進めていることはこれに対応していることと思う。ただ、一言すれば、この提起は「文

献民俗学・人類学」の提唱と思う。言葉を変えただけではあるが、歴史学が、隣接科学との共同や方法の学習、そして文献史学の独自性への自覚は意味があることと思う。歴史学や歴史地理学なども包摂する広域の村研究として位置づけられると思う。

## 2、ムラ論の基底

さて、「大正本」が私にとって重要に思えたのは、以上のことよりも、大山氏が笠松宏至氏批判に拘わる行りの中での氏の註である。

### (1) 所務沙汰

所務沙汰と雑務沙汰に関し、佐藤進一氏は、前者は「土地財産権の存在・不存在に関し、或いは土地財産権の侵害排除を目的として提起される訴訟」、後者は「土地財産権の移転事実の認定を目的として、或いは土地以外の一般財産権に関して提起される訴訟」と説明された。(四六七頁)笠松氏が、これを「存在」と「移転」にかかわる訴訟であると簡潔に説明されたことに大山氏は感心しつつ、次に記された註が私には印象深い。

「従来の所務沙汰の説明が明快さを欠く理由は、中世社会における『所務』という用語の内容確定のあやふやさに起因する。中世の所務とは、今様でいえば、特定所領の経営権のことと解するのがいい。当該所領における最終的な経営権が領家に帰属するか、それとも地頭に帰属するかを争うのが所務沙汰であり、これと検断沙汰以外の、こまごまとした争いが、すべて雑務沙汰とされたのである。かつての佐藤の説明の難解さは、これを財産権(所有権)の範疇で説明しようと試みた点に起因している。」(四八〇頁)とある。(傍線筆者)

これは、歴史研究者には「職の論理」として流布している、なじみ深い事を説明しているようにいて、あらためて私には社会経済史研究に重要な提言と思えてならないのである。

従来、土地に関しては、その所有・所持の大きさによって階級差を想定し、経済力、社会的実力を計るのが歴史学の常道であった。しかし、後述するように、所有と経営は別の事柄であり、経営は計画的な事業推進の追求、管理、運営である。いわば動きである。土地所有・所持の統計が整っていないでもその生きた働き、動態的な社会像は必ずしも浮かび上がって来るものでは無かった。しかし、所有と経営を分離して理解すること、そして経営に大きな力を認めることは、実際のな社会像を描く上で大変重要な視点である。

例えば、網野善彦氏は奥能登「時国家文書」の検討から、名田経営をしている時国家が廻船交易、塩業、製炭、山林経営、金融業までを行っている企業家であること、「同家の「下人」たちが、農業だけでなく、手代や船頭、水主として廻船・商業経営に携わり、そのほか製塩、牛馬の飼育・使役、石工・大工・鍛冶などの職人的な仕事、さらには山番にいたるまで、実に多様な職能」(関口)を持つことを示した関口博巨氏や泉雅博氏の論考を受け、「百姓は農民ではないのですね」という言説をものにしたが、これなど、農民が否かではなく、「百姓は多様な経営をしている、携わっている」ということなのである。「経営」は、土地「所有」面積の多寡によって示し、連想させる構造的、固定的なイメージから、実際の人の動態を把握させうる視点として生きると考える。

これに関連して、原理的なパースペクティブな展開を示したものととして、川勝平太氏の次の指摘を参照しておきたい。

人類史に生産志向型の社会があり、「イギリスの場合には産業革命といわれるのに対して、日本の場合には余り着目されません。日本は土地

が狭い。土地の希少性を大事にして、労働を多投して土地の生産性を世界一にしました。労働集約の型の生産革命で「勤勉革命」ということができます。」(一四頁)

「国の経営する形も違っていました。西洋の場合は富国強兵ですが、近世日本の場合、土地所有が武士にとつて殆ど意味がありません。……あるほどの土地を活用することしかありません。いわゆる経世済民で、土地の生産性を上げるために勉強する。宮崎安貞の『農業全書』に典型的に示されるよう、それぞれの土地のメリットを上げていくという発想になります。いつてみれば経営です。所有よりも経営という発想になるわけです。」(一七頁)

「イギリスを追い懸けた」、「特にドイツの場合」「株式会社とか大銀行を創設して、社会から資金を集める。その活用を人に任せる。誰に任せるか経営者です。有能な銀行家や経営者に任せて、大工業を経営した。ここで所有と経営の分離が起こったのです。」(一九頁)

「シュンペーターは：資金を持つている資本家と経営する企業家とは別物である。企業家が経営を行うことと、資本家が資金を持っていると言うことは機能が別で、所有と経営は本来違う。大事なのは経営能力であり、資金を活用する能力である。」「経済発展の根本現象は企業家活動だと論じました」(一八頁) (傍線筆者)

時代は異なるものの、こうした、経営を重視する視点は百姓等、直接働く者、耕作者・生業者の権利の理解にも大いに影響がありうるものと考えたい。

## (2) 農地・耕地の性格

その参考に、また関連して理解しようのではないかと思われる土地所有における「分離」の例を紹介しておきたい。

① 骨田・皮田

陳盛韶『問俗録―福建・台湾の民俗と社会―』<sup>(16)</sup>

卷一、建陽県、

「23 田底と田面（骨田・皮田）（中略）骨は田主のもので、骨を取得するに当たっては、県に税契銀を納め、その土地の税糧を引き受け、過戸（名義書換）を行つて税糧を納めなければならない。皮は耕作者に帰属し、租（小作料）を骨の所有者に納めなければならない。（中略）同一の田地を田骨と皮骨にわけて、別々に二つの戸に売る者があり、また骨と骨とを合わせて買う者もいる。」

卷六 鹿港庁「17 田底と田面の租（大小租） 荒れた未墾地を占有し管理するものは、大租を得るが、これは福建内地でいうところの田骨のことである。荒れた未墾地を開墾する者は小租を得るが、これは福建内地で云うところの田皮である。」（p153）

以上、これらは一種の地主・小作関係ということであるが、認識を骨と皮に譬え、地面、地下になぞらえているところが、勝俣「地発し」論とも連想させ興味深い。税制上は、納税者が所有者であろうが、実際の経営者が独自の処分権を持つことに注目しておきたい。

② FONDSとSUPERFICES

二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論』終章 辺境の叛乱―

「印紙税一揆」覚え書―より<sup>(17)</sup>

「バス＝ブルターニュ地方には〈domaine congéable〉の名で知られる特有の土地制度が広く行われていた」「極めて複雑な制度であった。第一に土地の所有権が「地底」foundsと「地表」superficesに分かれており、地底の所有権は〈foncier〉に、地表と建造物の所有権は〈domanier〉に属する。土地の経営に当たる〈domanier〉は経営地に入るに当たり、地底権を借り、地表権と建造物の所有権は買い取る形になる。それ故地

底に関して云えば〈foncier〉は「貸方」であり〈domanier〉は「借方」である。」（三三三頁）

これも地主（地底権）・小作（地表権）関係に他ならないが、（こでも）「地底」と「地表」と、視覚的、感覚的にその権利を分割しているのが面白いが、中国と同様、所有と経営の分離と考えて良いだろう。それぞれ独自に、双方が知らないうちに売買が行われることもあるという。

③ 永小作

末広厳太郎氏の永小作論、日本での例。<sup>(18)</sup>

明治政府の地租改正によって、従来の農民の慣習的利益がそこなわれため、永小作権の所有権としての擁護に努め、小作争議の解決の指針を与えた法社会学者末広氏は、次のような指摘を行っている。

「昔は開墾に従事した百姓は土地其物の上に或程度の所有権を与えられた。彼らの得た権利は決して単なる借地権ではなかった。此事は土佐藩に於いては「通俗地主を呼んで底地持と云ひ、永小作―即ち開墾をした百姓―を上地持又は中地頭と称し」、又大阪付近においては他人に属する湿地其他の荒蕪地に「地上ヲナシ開墾シテ畑地ト成シ」たやうな場合に「之ヲ上地権ト名付ケ地盤ノ所有権ハ地主ニアルモ地表ノ所有権ハ小作人ニ在リ古来自由ニ其上土ノミヲ売買シ地主モ之ヲ承認シ来リタル事實」を指摘している。（八七頁）

こうした分割所有権―多くは近代化の過程で顕在化した事例ではあるが、同様な状況は前近代でも想定して良いと想う―を大山氏の提言のように、経営と所有とに分けて考え、経営権の大きさを明らかにし、重視する方が、直接耕作者の生きた努力が表現できるのではないか。これは大山氏の云う「生活のユニット」の中でも生かされる考え方であると思う。

### 3、黒田基樹氏の徳政論

ここで、黒田基樹氏の徳政論整理を取り上げたい。<sup>13)</sup> なぜなら、叙上の土地所有問題、土地問題は徳政理解にも影響をもつのではないかと考えるからである。

黒田氏は、徳政研究を大胆に整理して、①「物のもどり現象」の社会慣行が存在することを前提にして、特に土地問題とリンクさせる従来の研究と、②藤木久志氏が明らかにした、中世の慢性的飢饉状況の中の生存の営みと把握されるものと、二分分類をした。そして、氏は②を徳政の本質に迫る視点とし、いわゆる徳政一揆は徳政問題解決の一つの方法に過ぎず、飢饉状況の中での特異な略奪行為と位置づけ、徳政一揆を徳政研究のメイン舞台から引きずり下ろした。さらに、その徳政の本質は在地徳政の中にこそ潜むものであり、その在地徳政の中では売買者<sup>かた</sup>相対による徳政が「本来的徳政」であると位置づけたのである。

この整理・構図は、中世社会の当該の状況を踏まえたもので、私には理解しやすいもので、基本的に賛成である。その特徴は、徳政から、「土地問題」をはずしたことと、「本来的徳政」を基本に据えたことであろう。したがって、「本来的徳政」にこそ徳政の本質・性格があると云うことになり、この分析の重要性を浮かび上がらせたのである。

この「本来的徳政」をベースとする構図は徳政の理解を分かり易いものにすると思うが、同時に新に問題点も浮き彫りにすることになったと思う。

その第一は、「土地問題」をはずすだけで良いのかという問題である。徳政における土地問題を相対的に軽くしたのは、本質的でないとしたのには、「従来の土地所有理解」——本主権による理解——をそのままとする訳にはいかないとする考えがあったからと推察される。しかし、徳

政理解の整理には「土地問題のとらえ方の整理」も必要だったのでないか。徳政研究の理解を整理すると同時に、「従来の土地所有」の理解についても整理する必要であったのではないかと思う。

第二に、徳政の基本が「本来的徳政」にあるとして、飢饉状況のなかでの生存をかけた事柄であるならば、略奪は擱くとしても、借財、借金などでも対応できたはずで、それがなぜ「徳政」と「号す」、「申入」でなければならなかったのか問題となる。つまり、黒田氏が「物のもどり」と総括している「徳政とは何か」をあらためて確認する必要があると思う。

#### (1) 徳政

そこで、まずは第二の問題、「徳政」の確認をしておきたい。

現在、研究上了解されている徳政の理解は、笠松宏至氏によって明らかにされたものであることは周知のことである。その際、氏がヒントを得、参照されたのは折口信夫氏の徳政理解であった。そこで、その折口氏の文章を確認しておきたい。<sup>14)</sup>

「商返しろすと みのりあらばこそ わが下衣 かへしたらばめ(万葉集巻十六)

商返を、天皇がお認めになる、という祝詞が下つたら、私の下衣を返して貰いましょうが、おあいにくさま、商返の祝詞がございませんから、返していただくわけにはゆきません、というのである。(略)商返というのは、社会経済状態を整えるため、あるいは一種の商業政策の上から、消極的な商行為であった、売買した品物を、ある期間ならば、各元の持ち主の方へととりもどし、また契約を取り消すことを得せしめた、一種の徳政とみるべきもので、これはちょうど夫婦約束の変更、とりかわし

た記念品の取り戻しなどに似ているので、一種の皮肉な心持ちを寓して用いたのである。こうした慣習の元をなしたのは、天皇は一年限りの暦を持つておられ、a 一年ごとにすべてのものが、元に戻り、復活するという信仰である。(略) 男女の契りを結ぶと、下の衣を取り替えてきた。着物は、魂の着き場所で、着物を換えて身に着ける、ということとは、b 魂を半分づつ交換して着けていることである。魂を着物につけて、相手にあずけてあるので、衣服を返すと、絶縁したことになる。」(傍線は筆者)(一七七一七八頁)

と、万葉の歌を請けて説明する。

ここから、折口氏は商返を、二つの点 a・b から説明していることが分かる。その一つは傍線部 a の暦、時間論からのもので、これは一種の時効論と言って良いだろう。その二つめは傍線部 b のもので、贈与物による魂の交換、また贈与物による相互負荷論である。これはモースの説によつてすでに知られた贈与論・交換論であることになる。<sup>(15)</sup>

つまり、「物の戻り現象」、徳政は二つの原理から構成されていることになる。

前者 a は、万葉の歌のように、天皇の権限とされているが、背景は、天体の運行と、作物の芽生えから実り、収穫にいたる自然時間で理解できるコトである。こうした自然時間と同様にすべての物に循環時間を観ようというのであるが、古代・中世に人々にとつては分かりやすい観念であつたのであろう。

後者 b の贈与・交換論では、物、動産の場合は分かりやすいと思う。相手からの受け取った物は相手の魂が込められている。したがって、相手の魂の呪縛を受けないためには、魂からの解放のためには、相応の贈与をしなければならぬ、相応の物を交換物として贈らなければならぬ

いのである。実際には、これは返礼として、礼儀として表れ、行われる行為である。

## (2) 土地と徳政

以上の話は物の売買や贈与では分かりやすいと思う。問題は土地の売買であり、「交換」である。従来、「土地の戻り」については、知行などの由緒による本主権と勝俣氏の「地興し」論で説明されるが、これらは先の二原理とはどのように拘わるのであろうか。

まず、第一に、特に、開発地の場合に顕著であるが、開発、耕作行為については人と土地との間での贈与・交換論、そして時効論も成り立っていると考えられる。

すなわち、人の労働の投下に対する、土地からの返しが作物の実りという交換と理解できる。逆に、労力を投下しなければ自然からの「揺り返し」として、開発地・耕地は単なる土地・荒地に戻ってしまう、つまり、これが時効であろう。土地が、売却される以前にまず人—土地関係が第一義的に成り立っているのである。そして、重要なことは、この土地が他者への売買・交換に遇されると、つまり、新たな他者Ⅱ人が拘わると、既に 1 (2) で述べた地表、地底権の分離、経営権と所有権に分離される観念が顕現する。

ここで一事例を取り上げてみたい。大永三年(一五三三)、近江国甲賀郡の領主山中氏に關わつて次のような徳政落居があつた。<sup>(16)</sup>

天神講の土地から円明寺繩手までの山中橋六の知行地を、茂国が開発をした。そして、茂国はこの土地について橋六に「徳政」を申し入れたのである。明らかに徳政事例であり、茂国と橋六相對の徳政で、黒田氏の言う本来の徳政と考えて言い。ただし、ここでは、売却という事実は記されていない。売却であれば、売却者が買得者へ「徳政」の申し入れ、

土地返却を申し出るという展開である。

しかし、それが確認できない。ここで茂国の徳政申請の根拠はなにであらうか。

茂国は開発行為によって、この土地に何らかの「権利」を発せしめたと考えるしかない。

貞和二年（一三四六）山中一族置文に「但当村者荒野多之一族等之中仁開発輩出来者、為分領、惣領不可相綺」とあるところから推せば、橘六知行地内を茂国が開発し、その先占が、他者の知行地内であろうとも開発者に権利を発生させたと考えて良さそうである。それを、茂国は主張したのである。とすれば、茂国は、件の土地を耕地化した、そこで「徳政」の申し入れ、つまりこの土地の「とりもどし」、「所有権」を主張したのであろう。これに対して橘六は「権利」を認め「徳政」申請を受け入れ、「兩年之当毛」を与えた、ということになる。

したがってここでの徳政は、人（茂国）と土地（新開地）との間での叙上の二原理から、更にすすんで、人（茂国）と人（橘六）との関係に及ぶ事態であることが確認できる。

そして、注目したいのは、橘六が認めたの「当毛」は実った穀物のことであるから、橘六は茂国の経営努力を認め、この成果の取得を当然のこととしたと言っていることである。これは1（2）で述べた経営権、地表権に相当するコトと思う。この場合は橘六知行地内であるから、所有権は橘六にあったというべきであらう。しかし、茂国は開発によって「自分の物」になったと認識し、「徳政」と主張するところとなったのである。それに対し、橘六はその地表権を認めたことになる。こうして、本来的徳政において、土地の分権化（所有と経営）の事態が関わり合っていたことを確認しておきたい。

第二に、すでに触れたように、贈与では人間関係の相互性、対等性が

問題であった。贈与論、交換論は贈り物を受けることによって生ずる相手の「縛り」からの解放、つまり人と人との対等・自尊な関係を望む、共生論・共存論である。人と人との関係が円滑であること、平和であること、お互いを犯さないことを配慮したものである。

土地売買の場合、この人間関係はどうであらうか。この点、土地の売買は物品売買とは異なると思う。物の売買でもあり得ないことではないが、最大の生産手段・財である土地を手放す売却者は、その時点ですでに売得者とは対等な関係ではあり得ず、経済的弱者として登場している。したがって、売買者間には、本来的な自立・対等関係が崩れるという不安定な人間関係になることになる。もちろん、この場合に対等・平等という表現は身分上、法社会上のことであって、経済的社会的実力とは別物である。人間関係の不均衡と呼んでおく。宮島敬一氏は、「山中文書」に見られる「徳政落居」史料から、「地侍・土豪と百姓間における徳政落居史料はなく、土豪・地侍においてのみ行われていること」を指摘されている<sup>18</sup>。また、石田晴男氏は、甲賀における「同名中」を形成する地侍は殆どが幕府御家人で、いわゆる「郡中惣」は彼等の「相互保証」を目的とした対三好衆への政治的・軍事的な「国一揆」と同性格のものであるとしている<sup>19</sup>。つまり、彼等は同身分の存在であって、その中の土地売買という関係は、それが事実上の援助であっても、人間関係としての不均衡を招くものに他ならない。

したがって、どこかでこの人間関係の不均衡を是正しなければならぬ。物の場合であるなら、可能ならば相応する物を贈ることになる。土地もそのような処置が出来ないわけではないが、そもそもそうした余裕の無いことが売却をさせているのであるから、これは無理である。土地売却に伴う当事者の人間関係は重たいコトになる。不均衡を均衡にもどそうとする揺り返し、これがこの次元の徳政である。

### (3) 土地徳政の意味

以上、土地を廻る徳政には人と土地、人と人、という二重の贈与・交換論と時効論が絡まっていることを踏まえた上で、本来の徳政の意義について考えたい。

周知のことであるが、徳政落居した上は、末代まで違乱は行わないという担保文言がある。

先に示した事例では、「後々末代子々孫々、此新開違乱煩、不可申者也」とある。ここでの違乱とは、再び徳政を申し入れないと言うことに他ならない。二度は徳政の実施はありえない事になる。事例でも、茂国は土地を「もどり」として全面支配を要求したのかも知れない。しかし、「両毛」でけりが付いたと言うことは、開発に仍って生じた、地表の経営権を、橘六側に与えたことになる。つまり、徳政施行は、一度は認められた（生じた）「経営権」と「所有権」、「地表権」と「地底権」という、二つの権利の行使を否定したのである。徳政施行は、買得者側に、土地問題の二原理性を統一し、一元化することになったのである。本主権があるから戻るのでなく、地表権・地底権の分離があるから、統一への動きとして徳政があるのである。

そして、人間関係の不均衡は是正され（と見なされ）、「子々孫々」として時効論も時期を確定して（永代）解消したのである。「物のもどり」は、人と土地の関係において、単一に向かい、そして、人と人との関係においても、もとのように対等にもどしたのである。ここに徳政の土地問題における意義がある。

以上のように考えると、徳政と土地問題はやはり密接に関係していると云わなければならないと思う。土地問題のオミットは、考察を一方に絞ることになるから、その面で容易になることはあるが、やはり徳政は土地問題を含むと考える。

#### むすび

以上の様に、一般に「物もどり」、復活と理解される徳政には贈与論・交換論と時効論との二つの原理より成り立っていることが確認されよう。さらに土地問題では、地表権と地底権の分権化が恒に再生産されている。土地徳政はこの二原理と分権化が相重なりあつて複雑な様相を呈する。したがつて、本来の徳政を基本とする個々の事例については、これらの原理、権利の組み合わせのバリエーションをもたらずと考えられる。

なお、本主権は「由緒」を主張する論であるが、これは地表権でも、地底権の場合でもあり得る。また、「地興し」論は開発、荒地地の再開発を想定されるので、分権以前の状況を再実現していると考え得るが、実際は耕作の成果の実現が説得力を持つわけで、経営実績、地表権の主張と理解されよう。

そして、分権の統一もその過程は数世紀をまたぐほどの時間のかかるものであつた。というのは、小開発、荒地田の再開発など、つねに再生産され、相続やその断絶などもつねに繰り返されていたからである。最終的には「地租改正まで」は、緩やかな流れ、恒に再生産される環流も伴いながら展開すると想定される。

それでは徳政の狙いは何なのか、なぜそのようなことがおこり、そのため「徳政」と「号す」るのか、いや、「本来の徳政」の場合は「申し入れ」であるのだが。



狙い、それは紛争、争いに対置される共生、共存であろう。もちろん、売却者の実際的要望は生きることの糧を得ることには間違いない。生きることの保障である。しかし、それだけであるならば、如上の二つの原理に因る「徳政」と号する意味は無い。単なる借り入れでもよいはずであるが、それでは単なる債務者として負い目を持ち続けなければならぬ。人が人を支配する原因の一つが債権・債務関係であるからである。ただし、それでも、それだけに債務者への救いの原理があることは井原今朝男氏がつとに明らかにしていることではあるが。

それでも「徳政」を申し入れる、それは売買当事者間における「格差」意識を解消し、意識としての対等性を回復するためであったのである。

## 註

- (1) 大山喬平『日本中世のムラと神々』(岩波書店 二〇一二年)
- (2) 「新しい歴史学のために」二八四号 二〇一四年
- (3) 「大山本」序章・一章・二章
- (4) 同 三章二
- (5) 終章 五二一頁
- (6) 蔵持『中世村落の形成と村社会』I (吉川弘文館 二〇〇七年)
- (7) 関口「近世奥能登における「下人」の職能と生活」(『国史学』一五〇号、一九九三年)、泉「能登と廻船交易―北前船以前―」(『海と列島文化』1 小学館 一九九〇年)
- (8) 白水智「非農業民と網野史学」、(神奈川大学『神奈川大学評論』五三三号 二〇〇六年)
- (9) 「文明の海洋史観」(大阪経済大学『経済史研究』四号 二〇〇〇年)
- (10) 『問俗録―福建・台湾の民俗と社会―』(平凡社 東洋文庫 一九八八年)、陳盛韶は湖南省、安福県生まれ、道光三年(一八三三)

に進士に合格、知県として福建省・台湾の各地に赴任。「民の俗を知らなければ、地方の統治が民間から遊離し、弊害を改めて政績を上げることは出来ないと考えた」、道光一三年(一八三三)本書を完成。(知県とは王朝支配の末端の役職。)

- (11) 二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論』(岩波書店 二〇〇七年)
- (12) 『農村法律問題』(『明治大正農政経済名著集』一六(農山漁村文化協会 一九七七年)
- (13) 「一五・六世紀徳政論序説」(立教大学史学会『史苑』六四卷第一号 二〇〇三年)
- (14) 「古代人の思考の基礎」(『古代研究』IV 民俗学篇④) 角川文庫 一九七六年)
- (15) M・モース『社会学と人類学』I「第二部贈与論」(弘文堂 一九七三年)
- (16) 美濃部大谷重国徳政落居契状、「山中文書 二〇三号」(水口町志 編纂委員会『水口町志 下巻』一九五九年)、なお二七号も参照
- (17) 山中一族置文「山中文書 四九号」
- (18) 宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察―甲賀郡中惣を素材として―」五・六頁(『史学雑誌』八七編一号)
- (19) 石田晴男「両山中氏と甲賀」(『郡中惣』三〇・三四頁(『史学雑誌』九五編九号)
- (20) 黒田前掲
- (21) 井原今朝男『中世の借金事情』(吉川弘文館 二〇〇八年) (くらしおしげひろ 立教大学名誉教授)